

東北大学の学生の皆様へ

# 年金相談会開催

無料

暮らしに寄り添い、  
お客様一人ひとりの期待に応える  
年金サービスを目指します。

日本年金機構は厚生労働省と協力して、国民の皆様にも公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくよう、11月を「ねんきん月間」として位置づけ、各種の普及・啓発活動を展開しています。

そこで、11月11日(水曜日)に東北大学にて、年金相談会を開催いたします。当日は、一般的な年金相談窓口を開設し、学生の皆様に公的年金を身近に感じていただければと思います。

11月11日(水) 11:00~15:00

「東北大学 工学部中央棟一階通路」

## ＜相談内容＞

- 20歳からの国民年金加入に関するご相談。
- 保険料の納付が困難な場合の「学生納付特例」の申請など。



日本年金機構  
Japan Pension Service

お問い合わせ先

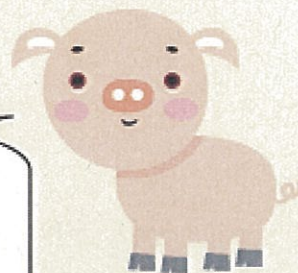
日本年金機構仙台南年金事務所  
TEL 022(246)5111(代表)

# 国民年金の 学生納付特例制度



学生が、申請するだけで、保障が  
受けられる制度があるってホント  
かな？

毎年きちんと申請するだけで、万が一、  
病気やケガで重い障害が残っても一生の  
保障があるんだよ！



## 学生納付特例制度とは？

学生納付特例制度は、所得の無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

### POINT1

#### ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定します。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。（一部対象外となる学校等があります。詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。）

※ 学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

### POINT2

#### 障害・遺族基礎年金を受けることができます。

納付特例期間中にケガや病気や障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（「子のある妻」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※ 障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

### POINT3

#### 10年以内であれば、あとから納付（追納）できます。

学生納付特例が承認された期間は、将来受ける老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

そこで学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

## 20歳になったら国民年金

ご相談・お問い合わせは、お近くの年金事務所へ